

契 約 書 (案)

公益財団法人愛知県スポーツ協会(以下「甲」という。)と〇〇〇〇株式会社(以下「乙」という。)との間において、下記業務の委託について次の条項により契約を締結する。

記

- 1 業務名 2026年度公益財団法人愛知県スポーツ協会
地域スポーツ活性化推進事業運営体制構築支援業務(ホームページの作成)委託
- 2 契約金額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 3 契約期間 2026年7月16日(木)~2027年2月26日(金)
- 4 契約保証金 免 除
- 5 その他特約事項 「個人情報取扱事務委託基準」、「情報セキュリティに関する特約条項」

第1条 甲及び乙は当該業務の受委託に関し、本契約書に定めるところにより、別紙仕様書等に基づき、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。

第2条 乙は、当該業務の履行に際して労働基準法・その他関係法令を遵守しなければならない。

第3条 乙は、甲の承認を受けた場合を除き、本契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡、またはその履行を委任することはできない。

第4条 本件業務により乙が行った役務の提供の結果、発生した著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)及びその他の権利は、本件業務以前に乙が既に保有するものを除き、全て甲に帰属し、その権利は乙から甲に無償で譲渡されるものとする。

第5条 乙は、当該業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。

第6条 甲及び乙は、本契約の履行に際して得た資料・情報等について、相手方の承諾

なくして第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 甲と乙は、本契約の有効期間中及び本契約の終了並びに解約後においても、相互に機密保持に責任を持つものとする。

第7条 甲は必要があるときは立会い、指示その他の方法により乙の履行状況を監督することができる。この場合において、甲は、当該業務の履行が適正でないと認められるときは、その是正を求めることができる。

第8条 乙は、本件業務の目的に従い、善良な管理者の注意をもって本件業務を遂行しなければならない。

2 乙は、本件業務を遂行するにあたり、甲と緊密に連携し適宜情報交換・連絡調整を行いながら、誠実かつ積極的に遂行するものとする。

第9条 事業終了後、乙は、本件業務の遂行について、その内容と結果を記した当協会所定の実績報告書を2027年2月26日（金）までに提出し、甲の確認を受けるものとする。

2 甲は乙から提出された実績報告書を精査し、適正であると認めた場合、2027年3月26日（金）までに委託料を支払うこととする。

3 甲の乙への業務委託料の支払について、乙が実績報告書の作成を怠った場合や第12条に規定した各号のいずれかに該当する場合には、甲は既に発生した本件業務にかかわらず、支払を延期または停止することができる。委託料の基礎額は 万円とし、乙の作成するホームページが5つを下回った場合には、甲は、ホームページ作成の実績に応じて次の各号に従って委託料を支払うものとする。なお、第9条第1項記載の期日までに実施報告書の提出がない場合、または期日内に提出があった場合でも、その内容が不適當若しくは不備を伴う場合は、当該の業務委託料については、第9条第2項記載の支払期日にかかわらず延期または一切支払わない場合がある。

- | | |
|----------------------------------|---|
| 一 甲の都合により乙の作成するホームページの数が1つとなった場合 | 円 |
| 二 甲の都合により乙の作成するホームページの数が2つとなった場合 | 円 |
| 三 甲の都合により乙の作成するホームページの数が3つとなった場合 | 円 |
| 四 甲の都合により乙の作成するホームページの数が4つとなった場合 | 円 |

第10条 甲が必要と認めるときは、当該業務に関する仕様書の内容を変更し、一部の履行を中止させることができる。この場合において、契約金額または契約内容を変更する必要があるときは、甲・乙協議して定める。

2 乙は、その責に帰することができない又はその他正当な理由により、業務を履行できなくなったときは、直ちに甲にその旨を通知し、指示を求めなければならない。

第11条 乙は、災害防止等緊急の必要があるときは、臨機の処置をとらなければならない。この場合において、乙はその処置の内容を直ちに甲に通知しなければならない。

第12条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、事務所外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

第13条 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

2 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。

3 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に催告をし、本契約を解除することができるものとする。このため甲に損害が生じた場合には、乙に対しその賠償を請求することができる。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 故意に契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。

(3) 業務履行上の過失、不手際が度重なったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の履行を妨げたとき。

(5) 乙について、破産・民事再生手続・会社更生及び特別清算のいずれかの申し立てがあったとき、又はこれと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。

(6) 第5号に定めるもののほか、乙の責に帰すべき理由により、契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 乙は、甲が本契約に違反し、本業務を履行できなくなったときは、甲に催告をし、本

契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じた場合には、甲に対しその賠償を請求することができる。

第 15 条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

第 16 条 本契約書に定めのない事項については、甲乙協議しこれを定める。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

年 月 日

甲 〒460-0007

名古屋市中区新栄1-49-10

公益財団法人愛知県スポーツ協会

理事長 高橋 繁浩

乙 〒 -

名古屋市

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長